

令 和 3 年

上尾市議会 3 月 定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 14 号	上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 15 号	上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例の制定について……………	2
議案第 16 号	上尾市幼児教育推進協議会条例の制定について……………	3
議案第 17 号	上尾市就学支援委員会条例の制定について……………	4
議案第 18 号	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定について……………	5
議案第 19 号	上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 20 号	上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 21 号	上尾市職員の服務の宣誓に関する条例及び学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 22 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 23 号	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定について……………	10
議案第 24 号	市長の給料及び教育委員会教育長の給料の減額支給に関する条例の制定について……………	11
議案第 25 号	上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改する条例の制定について……………	12
議案第 26 号	上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	13
議案第 27 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
議案第 28 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化	

議案第 29 号	の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について	1 5
議案第 30 号	上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止 する条例の制定について	1 6
議案第 31 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	1 7
議案第 32 号	上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改 正する条例の制定について	1 8
議案第 33 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について	1 9
議案第 34 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定に ついて	2 0
議案第 35 号	上尾市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する 条例の制定について	2 1
議案第 36 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	2 2
議案第 37 号	上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例 を廃止する条例の制定について	2 3
議案第 38 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正 する条例の制定について	2 4
議案第 39 号	上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	2 5
議案第 40 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に ついて	2 6
議案第 41 号	上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について	2 7
議案第 42 号	上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	2 8
	第 6 次上尾市総合計画基本構想を定めることについ て	3 0

議案第 4 3 号	市道路線の認定について	3 1
議案第 4 4 号	市道路線の廃止について	4 3
議案第 4 5 号	市道路線の認定について	4 8

議案第14号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	本市において個人番号を独自に利用する事務を追加するとともに、当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を定めるもの
2 内容	本市において個人番号を独自に利用する事務として、次に掲げる事務を追加するとともに、当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報（地方税関係情報等）を定める。 (1) 重度心身障害者医療費の支給に関する事務 (2) 重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務 (3) 地域生活支援事業の実施に関する事務 (4) 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務 (5) 難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する事務
3 施行期日	公布の日

議案第15号

上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例の制定について
(行政経営部行政経営課)

1 提案理由	公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を行うため、附属機関として指定管理者候補者選定委員会を設置するもの
2 内容	<p>1 名称 「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該委員会に係る公の施設（以下「関係施設」という。）の名称を冠する。</p> <p>2 所掌事務 関係施設の指定管理者の候補者の選定に関する事務を所掌する。</p> <p>3 組織 8人以内 (1) 指定管理者制度又は財務若しくは労務管理に精通した者 (2) 指定管理者の候補者の選定に関し、市長が必要と認める者 (3) 市職員</p> <p>4 委員の報酬 (1) 委員長 日額 7,000円 (2) 委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第16号

上尾市幼児教育推進協議会条例の制定について

(学校教育部指導課)

1 提案理由	幼児期の教育の推進に関する事項を調査審議するため、附属機関として上尾市幼児教育推進協議会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 幼児教育の推進に関する調査研究であること。</p> <p>(2) 幼稚園、認定こども園及び保育所と小学校との連携の具体的な推進に関すること。</p> <p>(3) その他幼児教育の推進に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>10人以内</p> <p>(1) 幼児教育に関し学識経験のある者</p> <p>(2) 市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者</p> <p>(3) 市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児教育に携わる者</p> <p>(4) 市立小学校の校長を代表する者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 委員の報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 7,000円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第17号

上尾市就学支援委員会条例の制定について

(学校教育部教育センター)

1 提案理由	障害がある児童又は生徒の適切な就学に係る教育的支援を図るため、附属機関として上尾市就学支援委員会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 上尾市立小・中学校に就学を予定し、又は就学をしている児童又は生徒で、障害があるもの（以下「対象児童生徒」という。）の障害の種類及び程度の判断すること。</p> <p>(2) 対象児童生徒の就学に係る教育的支援に関すること。</p> <p>(3) その他障害があるため教育上特別な措置を必要とする児童又は生徒の就学に係る教育的支援に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>21人以内</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 障害福祉に関する機関の職員</p> <p>(4) 特別支援学校の教職員</p> <p>(5) 上尾市立小学校及び中学校の校長及び教員</p> <p>3 委員の報酬</p> <p>日額 20,000円（医師及び学識経験者のみ支給）</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第18号

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定について

(教育総務部生涯学習課)

1 提案理由	有形の民俗文化財である上尾の摘田・畑作用具の計画的な保存及び活用に関する事項を調査審議するため、附属機関として上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関する計画の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) 上尾の摘田・畑作用具の保存環境の整備に関すること。</p> <p>(3) その他上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>10人以内</p> <p>(1) 文化財に関して優れた識見を有する者</p> <p>(2) 各種団体を代表する者</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 委員の報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 7,000円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第19号

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	会計年度任用職員に対して夜間勤務手当を支給することができるようとするもの
2 内容	深夜に勤務を要する会計年度任用職員を任用する場合にあっては、深夜勤務を命じた会計年度任用職員に対し、夜間勤務手当を支給することができるようとする。
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第20号

上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	職員の意に反する降給の事由及び失職の特例並びに条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する規定を新たに設けるもの
2 内容	<p>1 降給の新設</p> <p>人事評価の結果を待遇に反映する方法として、職員に対して降給を行うことができることする。</p> <p>※ 降給</p> <p>職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること。</p> <p>2 失職の特例の新設</p> <p>禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員がその職を失わないものとすることとする。</p> <p>3 条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限の新設</p> <p>条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の降任及び免職の事由及び手続を定める。</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第21号

上尾市職員の服務の宣誓に関する条例及び学校職員の服務の宣誓に関する
条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

1 提案理由	常勤職員と異なる任用の特性を踏まえ、会計年度任用職員の服務の宣誓の方法を改めるもの
2 内容	<p>会計年度任用職員の服務の宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法で実施できるようにするため、任命権者が別段の定めをすることができる旨を規定する。</p> <p>上尾市職員の服務の宣誓に関する条例第2条の追加部分</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第22号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	職員のメンタルヘルス対策の一環として産業医の職務を充実させることに伴い、産業医の報酬の上限額を引き上げるもの
2 内容	<p>産業医の報酬の上限額を引き上げる。</p> <p>条例別表第1の49の項の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>月額 <u>100,000円</u>以内</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>月額 <u>150,000円</u>以内</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第23号

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、市長、副市長及び教育長に支給する地域手当を廃止するとともに、職員並びに市長、副市長及び教育長の給与について、期間を定めて減額支給するもの
2 内容	<p>1 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正</p> <p>市長、副市長及び教育長に支給する地域手当（100分の3）を廃止する。</p> <p>2 上尾市職員及び市長等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、職員並びに市長、副市長及び教育長の給与を支給減額率に基づいて減額支給する。</p> <p>(1) 職員（職務の級が5級以上である者に限る。）</p> <p>ア 対象となる給与 給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>イ 支給減額率 100分の2</p> <p>(2) 市長、副市長及び教育長</p> <p>ア 対象となる給与 給料及び期末手当</p> <p>イ 支給減額率 100分の7</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第24号

市長の給料及び教育委員会教育長の給料の減額支給に関する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	市長の小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事における不適正な事務執行の管理監督責任並びに市長及び教育長の少額随意契約における不適正な事務執行の管理監督責任として、市長及び教育長の給料を減額するもの
2 内容	<p>1 市長の給料の減額 期間：3か月（令和3年4月分～6月分） 割合：100分の15</p> <p>2 教育長の給料の減額 期間：1か月（令和3年4月分） 割合：100分の5</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第25号

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用している政令が廃止されたことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例附則第2項の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの</u>をいう。以下同じ。）」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。以下同じ。）」</p>
3 施行期日	公布の日

議案第26号

上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例第3条第6号の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>第3条 前条に規定する手数料の件数の計算は、次に定めるところによる。</p> <p>(6) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の4第1項</u>に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書又は全体計画概要書（以下これらの書類を「建築計画概要書等」という。）の写しの交付は、一の書類ごとに1件とする。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>第3条 前条に規定する手数料の件数の計算は、次に定めるところによる。</p> <p>(6) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の3第1項</u>に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書又は全体計画概要書（以下これらの書類を「建築計画概要書等」という。）の写しの交付は、一の書類ごとに1件とする。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第27号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における特例の許可の申請に係る手数料を定めるもの
2 内容	建築基準法の一部改正に伴い、次に掲げる特例の許可の申請に係る手数料を定める。 (1) 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の特例の許可の申請 (2) 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請
3 施行期日	公布の日

議案第28号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の区分を見直すほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うもの								
2 内容	<p>1 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p>(1) 手数料の区分の見直し</p> <p>対象となる建築物の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合における手数料の区分を細分化する。</p> <p>【例】建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (標準入力法により作成されている場合)</p> <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>300 m²以上 2,000 m²未満</td><td>43.2万円</td></tr><tr><td>300 m²以上 1,000 m²未満</td><td>33.4万円</td></tr><tr><td>1,000 m²以上 2,000 m²未満</td><td>43.2万円</td></tr></tbody></table> <p>(2) その他所要の改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の変更を行う。</p> <p>2 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p>対象となる建築物の床面積の合計が300平方メートルを超える、2,000平方メートル以内の場合における手数料の区分を細分化する。</p>	改正前	改正後	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	43.2万円	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33.4万円	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	43.2万円
改正前	改正後								
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	43.2万円								
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33.4万円								
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	43.2万円								
3 施行期日	令和3年4月1日								

議案第29号

上尾市国民健康保険出産費資金貸付事業条例を廃止する条例の制定について
(市民生活部保険年金課)

1 提案理由	出産育児一時金の支給に係る制度の拡充により、出産育児一時金の支給対象となる出産費の支払に係る資金の貸付けは一定の役割を終えたため、当該貸付けに係る制度及び基金を廃止するもの
2 内容	出産育児一時金の支給対象となる出産費に係る資金の貸付けのための事業は、出産育児一時金の支給に係る制度の拡充により一定の役割を終えたため廃止する。 また、併せて当該資金の貸付けを目的として設置されている上尾市国民健康保険出産費資金貸付基金を廃止する。
3 施行期日	公布の日

議案第30号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 提案理由	高額療養費の支給に係る制度の拡充により、高額療養費の支給対象となる療養費の支払に係る資金の貸付けは一定の役割を終えたため、当該貸付けに係る制度及び基金を廃止するもの
2 内容	<p>1 上尾市国民健康保険条例の一部改正</p> <p>被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのための事業は、高額療養費の支給に係る制度の拡充により一定の役割を終えたため廃止する。</p> <p>2 上尾市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止</p> <p>高額療養費の支給対象となる療養費の支払に係る資金の貸付けを目的として設置されている上尾市国民健康保険高額療養費資金貸付基金を廃止する。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第31号

上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について (環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾市西貝塚環境センターの老朽化対策に要する経費の財源として、上尾市一般廃棄物処理施設建設基金を充てるもの
2 内容	<p>1 基金の設置目的の変更 基金の設置目的として一般廃棄物処理施設の改修その他の整備を新たに加える。</p> <p>条例第1条の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 一般廃棄物処理施設の<u>建設</u>に要する経費の財源に充てるため、<u>上尾市一般廃棄物処理施設建設基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 一般廃棄物処理施設の<u>建設、改修その他の整備</u>（第<u>6条</u>において「建設等」という。）に要する経費の財源に充てるため、<u>上尾市一般廃棄物処理施設建設等基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 その他所要の改正 上記改正に併せて所要の規定の整理をする。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第32号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(教育総務部教育総務課)

1 提案理由	上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定こども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止するもの
2 内容	<p>上尾市立平方幼稚園を令和4年3月31日をもって廃止する。</p> <p>※ 参考</p> <p>平方幼稚園の概要</p> <p>(1) 開園の年 昭和40年</p> <p>(2) 定員 100人</p> <p>(3) 通園児童数（令和3年2月1日現在）</p> <p>ア 4歳児クラス 1人</p> <p>イ 5歳児クラス 14人</p>
3 施行期日	令和4年4月1日

議案第33号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部保育課)

1 提案理由	上尾市立しらこばと保育所及び上尾市立西上尾第二保育所の耐震診断等の結果を踏まえ、両保育所を廃止するとともに、上尾市立上平保育所の利用定員を増やし、児童の受け入れ体制を整備するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 しらこばと保育所及び西上尾第二保育所の廃止 上尾市立しらこばと保育所及び上尾市立西上尾第二保育所を令和3年3月31日をもって廃止する。</p> <p>2 上平保育所の利用定員を増加 【改正前】80人  【改正後】110人</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第34号

上尾市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	要介護高齢者手当の支給要件を改めるもの
2 内容	<p>要介護高齢者手当の支給要件を改める。</p> <p>条例第3条第1項第1号の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>当該要介護高齢者が属する世帯の<u>生計中心者</u>に前年の所得（1月から<u>3月</u>までの月分の手当に係る所得については、前々年の所得とする。）に係る<u>所得税</u>が課せられていないこと。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>当該要介護高齢者が属する世帯の<u>構成員の全て</u>に前年の所得（1月から<u>7月</u>までの月分の手当に係る所得については、前々年の所得とする。）に係る<u>市町村民税</u>が課せられていないこと。</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第35号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	令和3年度から令和5年度までの間における介護保険料の額を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの																																																			
2 内容	<p>1 介護保険料の額の決定(令和3年度から令和5年度まで)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度から 令和2年度まで</th> <th>令和3年度から 令和5年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td><td>17,600円</td><td>20,200円</td></tr> <tr> <td>第2段階</td><td>24,600円</td><td>28,200円</td></tr> <tr> <td>第3段階</td><td>41,100円</td><td>47,100円</td></tr> <tr> <td>第4段階</td><td>48,700円</td><td>55,800円</td></tr> <tr> <td>第5段階</td><td>58,700円</td><td>67,200円</td></tr> <tr> <td>第6段階</td><td>66,300円</td><td>76,000円</td></tr> <tr> <td>第7段階</td><td>73,300円</td><td>84,000円</td></tr> <tr> <td>第8段階</td><td>88,000円</td><td>100,900円</td></tr> <tr> <td>第9段階</td><td>99,700円</td><td>114,300円</td></tr> <tr> <td>第10段階</td><td>108,500円</td><td>124,400円</td></tr> <tr> <td>第11段階</td><td>117,300円</td><td>134,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 合計所得金額による所得段階の区分の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度から 令和2年度まで</th> <th>令和3年度から 令和5年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7段階</td><td>120万円以上 200万円未満</td><td>120万円以上 210万円未満</td></tr> <tr> <td>第8段階</td><td>200万円以上 300万円未満</td><td>210万円以上 320万円未満</td></tr> <tr> <td>第9段階</td><td>300万円以上 400万円未満</td><td>320万円以上 400万円未満</td></tr> </tbody> </table> <p>3 合計所得金額の算定に係る所要の規定の整備</p> <p>介護保険料の所得段階の決定に使用する合計所得金額の算定に当たり、給与所得及び公的年金等に係る所得から10万円を控除する等の規定の整備を行う。</p>		平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで	第1段階	17,600円	20,200円	第2段階	24,600円	28,200円	第3段階	41,100円	47,100円	第4段階	48,700円	55,800円	第5段階	58,700円	67,200円	第6段階	66,300円	76,000円	第7段階	73,300円	84,000円	第8段階	88,000円	100,900円	第9段階	99,700円	114,300円	第10段階	108,500円	124,400円	第11段階	117,300円	134,500円		平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで	第7段階	120万円以上 200万円未満	120万円以上 210万円未満	第8段階	200万円以上 300万円未満	210万円以上 320万円未満	第9段階	300万円以上 400万円未満	320万円以上 400万円未満			
	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで																																																		
第1段階	17,600円	20,200円																																																		
第2段階	24,600円	28,200円																																																		
第3段階	41,100円	47,100円																																																		
第4段階	48,700円	55,800円																																																		
第5段階	58,700円	67,200円																																																		
第6段階	66,300円	76,000円																																																		
第7段階	73,300円	84,000円																																																		
第8段階	88,000円	100,900円																																																		
第9段階	99,700円	114,300円																																																		
第10段階	108,500円	124,400円																																																		
第11段階	117,300円	134,500円																																																		
	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで																																																		
第7段階	120万円以上 200万円未満	120万円以上 210万円未満																																																		
第8段階	200万円以上 300万円未満	210万円以上 320万円未満																																																		
第9段階	300万円以上 400万円未満	320万円以上 400万円未満																																																		
3 施行期日	令和3年4月1日																																																			

議案第36号

上尾市介護予防・生活支援サービス事業手数料条例を廃止する条例の制定
について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	介護予防・生活支援サービス事業の実施について、委託による実施から指定事業者による実施に変更することに伴い、利用者が利用料を直接指定事業者に支払うことになるとから、手数料条例を廃止するもの
2 内容	<p>次に掲げる短期集中予防通所型サービス事業の実施について、委託による実施から指定事業者による実施に変更することに伴い、利用者が利用料を直接指定事業者に支払うことになるとから、手数料条例を廃止する。</p> <p>(1) 有酸素運動、ストレッチング又は簡易な器具を用いた運動</p> <p>(2) 栄養相談又は栄養教育</p> <p>(3) 口腔清掃、咀嚼機能訓練又は嚥下機能訓練</p> <p>(4) 閉じこもり等を予防する観点から効果があると認められる支援</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第37号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	厚生労働省令の改正に伴い、本市の介護サービスに係る基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの
2 内容	<p>感染症の拡大や大規模災害への対応力強化などを基本軸として、各種介護サービスの基準を改めるもの</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>1 感染症や災害への対応力強化</p> <p>(1) 感染症・災害対策のための委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の実施を義務化</p> <p>(2) 感染症や災害が発生した場合において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を整えておくための業務継続計画の策定を義務化</p> <p>2 認知症対応力の向上</p> <p>介護福祉士などの医療・福祉関係の資格を有しない者に対し、認知症の人の理解、対応の基本、ケアの留意点などを学習する「認知症介護基礎研修」の受講を義務化</p> <p>3 高齢者虐待防止</p> <p>虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施などを義務化</p>
3 施行期日	一部の改正規定を除き、令和3年4月1日

議案第38号

上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (環境経済部生活環境課)

1 提案理由	墓地の区域の変更を伴う墓地等の経営の変更許可に係る審査の基準を緩和するもの
2 内容	<p>墓地の区域を変更することにつき市長がやむを得ない事情があると認める場合は、墓地等の経営の変更許可に係る審査の基準のうち、次に掲げるものを緩和する。</p> <p>なお、今回の改正は、当該基準に基づく制限により、埼玉県が実施する原市沼調整池整備事業に支障が生じていることを契機として行うものである。</p> <p>1 河川その他の水路又は湖沼からの距離制限 墓地の区域から20メートル未満の区域内にある河川その他の水路又は湖沼の管理者全員から同意が得られた場合には、距離制限を適用しない。</p> <p>2 公共施設及び住宅からの距離制限 墓地の区域から50メートル未満の区域内にある土地又は建物の所有者全員から同意が得られた場合には、距離制限を適用しない。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第39号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

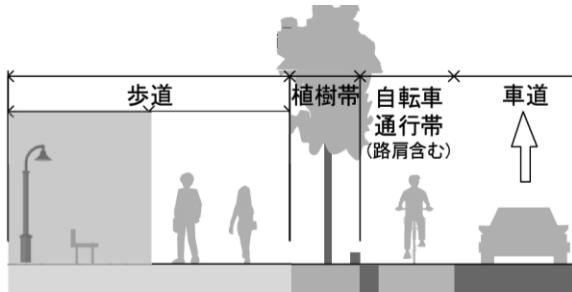
(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例第2条の5の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>第2条の5 都市公園において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）<u>第2条第13号</u>に規定する特定公園施設（別表第1において「特定公園施設」という。）の新設、増設又は改築を行うときは、同法第13条第1項の規定に基づき、同表に定める基準に適合させなければならない。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>第2条の5 都市公園において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）<u>第2条第15号</u>に規定する特定公園施設（別表第1において「特定公園施設」という。）の新設、増設又は改築を行うときは、同法第13条第1項の規定に基づき、同表に定める基準に適合させなければならない。</p>
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第40号

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について

(都市整備部道路課)

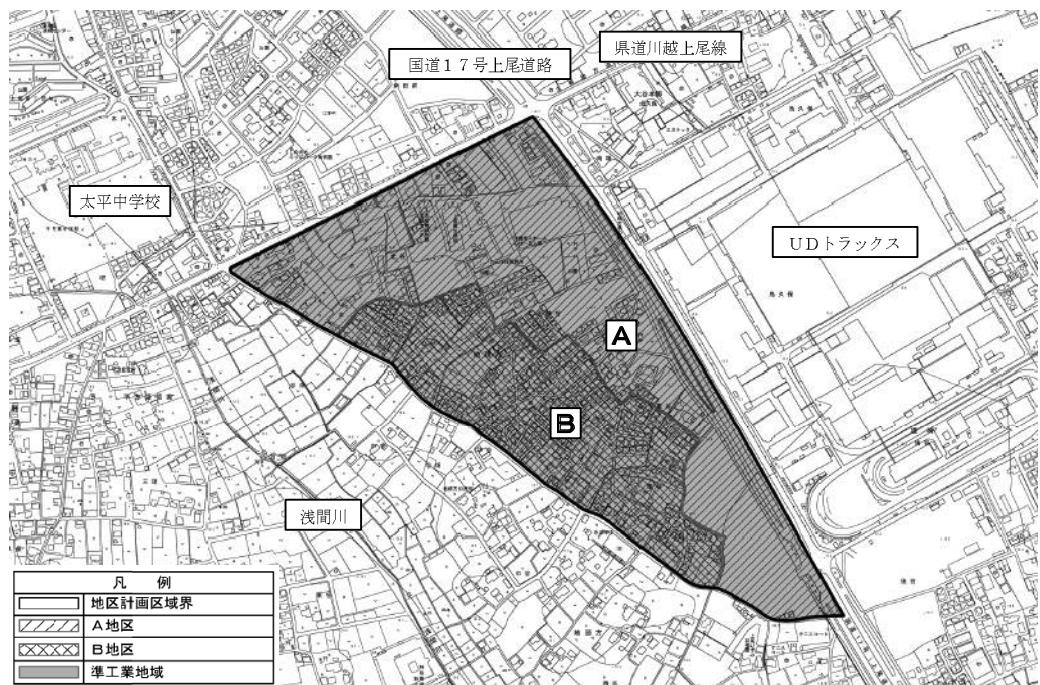
1 提案理由	道路構造令の一部改正に伴い、本市が管理する市道の構造の技術的基準に関し、交通安全施設として自動運行補助施設を加えるとともに、歩行者利便増進道路の設置基準を新たに定めるもの
2 内容	<p>1 自動運行補助施設の規定の追加</p> <p>交通事故の防止を図るため、自動運転車の運行を補助する施設（磁気マーカーなど）を必要に応じ設置可能とする。</p> <p>【磁気マーカー】</p> <p>車両底部に取り付けた磁気センサーにより、走路に沿って敷設した磁気マーカーから自車位置を計測し、車両が磁気マーカー上を通過するよう舵取り装置を制御するもの</p>  <p>▲磁気マーカーによる自車位置特定による運行の補助(イメージ)</p> <p>2 歩行者利便増進道路の設置基準の新設</p> <p>にぎわいのある道路空間を構築するために指定される「歩行者利便増進道路」の設置基準を規定する。</p> <p>「歩行者利便増進道路」には、交差点などに歩行者の滞留の用に供する部分を設けるほか、必要に応じて歩行者利便増進施設等（街灯、ベンチ、レンタサイクル用の自転車駐車器具など）の設置場所を確保することとする。</p>  <p>▲歩行者の利便増進を図る空間(イメージ)</p>
3 施行期日	公布の日

議案第41号

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	上尾都市計画地区計画を変更することに伴い、建築物の用途等について制限することのできる地区計画の区域を追加するもの														
2 内容	<p>上尾富士見団地地区</p> <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>地区計画区域界</td> </tr> <tr> <td>A地区</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> </table>	地区計画区域界	A地区	B地区	第一種低層住居専用地域										
地区計画区域界															
A地区															
B地区															
第一種低層住居専用地域															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">制限内容</th> <th colspan="2">対象区域(約7.1ha)</th> </tr> <tr> <th>A地区</th> <th>B地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低敷地面積</td> <td colspan="2">100 m²</td> </tr> <tr> <td>壁面位置の制限</td> <td>建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、2m以上でなければならない。</td> <td>建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、3m以上でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>建築物の最高の高さ及び各部分の高さ</td> <td>建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が4.5mの範囲においては、4.5m以下とする。</td> <td>建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が5.5mの範囲においては、4.5m以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	制限内容	対象区域(約7.1ha)		A地区	B地区	最低敷地面積	100 m ²		壁面位置の制限	建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、2m以上でなければならない。	建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、3m以上でなければならない。	建築物の最高の高さ及び各部分の高さ	建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が4.5mの範囲においては、4.5m以下とする。	建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が5.5mの範囲においては、4.5m以下とする。
制限内容	対象区域(約7.1ha)														
	A地区	B地区													
最低敷地面積	100 m ²														
壁面位置の制限	建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、2m以上でなければならない。	建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、3m以上でなければならない。													
建築物の最高の高さ及び各部分の高さ	建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が4.5mの範囲においては、4.5m以下とする。	建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が5.5mの範囲においては、4.5m以下とする。													

地頭方地区



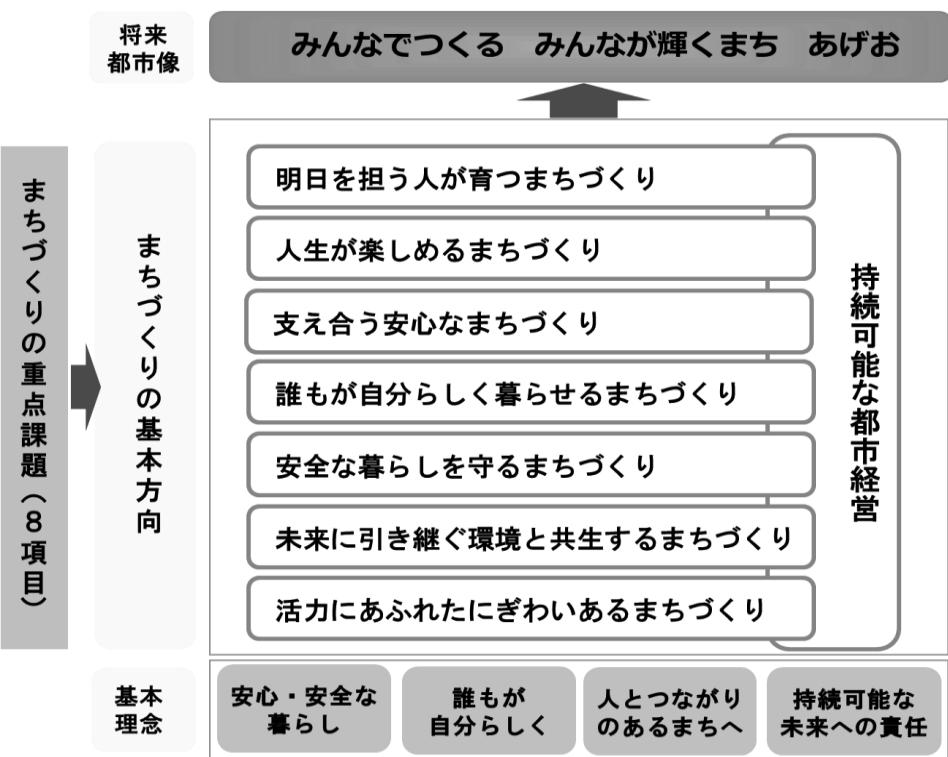
制限内容	対象区域(約 31.4ha)	
	A地区	B地区
用途地域の制限に加え建築できない建物	葬祭場、ペット火葬場、遺体保管所、エンバーミング施設等	<ul style="list-style-type: none"> 店舗、飲食店、事務所等で床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの ボーリング場、スケート場、水泳場等 ホテル又は旅館 カラオケボックス、劇場、映画館、演芸場、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、料理店等 工場（床面積の合計が 1,500 m²以下で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないものを除く。） 倉庫で床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（量が非常に少ない施設を除く。） 葬祭場、ペット火葬場、遺体保管所、エンバーミング施設等
最低敷地面積	120 m ²	100 m ²
壁面位置の制限		建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離（敷地面積 100 m ² 未満の敷地にあっては、道路境界線までの距離のみ）は 50 cm 以上でなければならない。
建築物の最高の高さ及び各部分の高さ	—	建築物の最高の高さは、12 m 以下とする。

3 施行期日	上尾都市計画地区計画を変更する都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
--------	--

議案第42号

第6次上尾市総合計画基本構想を定めることについて

(行政経営部行政経営課)

1 提案理由	<p>第6次上尾市総合計画基本構想を定めたいので、上尾市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、提案するもの</p>
2 内容	<p>市のまちづくりの指針である現在の総合計画基本構想の計画期間が令和2年度までとなっている。そこで、令和3年度から10年間を計画期間とする新たな基本構想を提案する。</p> <p>この基本構想では、まちづくりを進める上で基本的な姿勢である基本理念を「安心・安全な暮らし」「誰もが自分らしく」「人とつながりのあるまちへ」「持続可能な未来への責任」とする。</p> <p>この基本理念のもとで、まちづくりの重点課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が誇りを持ち安心して暮らせる都市を目指すこととし、10年後の「将来都市像」を「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」と定める。</p>  <pre> graph TD A[将来都市像] --> B[みんなでつくる みんなが輝くまち あげお] B --> C[明日を担う人が育つまちづくり] B --> D[人生が楽しめるまちづくり] B --> E[支え合う安心なまちづくり] B --> F[誰もが自分らしく暮らせるまちづくり] B --> G[安全な暮らしを守るまちづくり] B --> H[未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり] B --> I[活力にあふれたにぎわいあるまちづくり] C --> J[基本理念] D --> J E --> J F --> J G --> J H --> J I --> J J[基本理念] --> K[安心・安全な暮らし] J --> L[誰もが自分らしく] J --> M[人とつながりのあるまちへ] J --> N[持続可能な未来への責任] </pre> <p>The diagram illustrates the relationship between basic concepts, key issues, and the future city image. On the left, a vertical column lists 'まちづくりの重点課題（8項目）' (8 Key Issues of City Building) and 'まちづくりの基本方向' (Basic Directions of City Building). An arrow points from these to a central box containing eight boxes of 'まちづくりの実現目標' (Achievement Targets of City Building), which are then connected to a box for '持続可能な都市経営' (Sustainable Urban Management). At the bottom, four boxes represent '基本理念' (Basic Concepts): '安心・安全な暮らし', '誰もが自分らしく', '人とつながりのあるまちへ', and '持続可能な未来への責任'.</p>

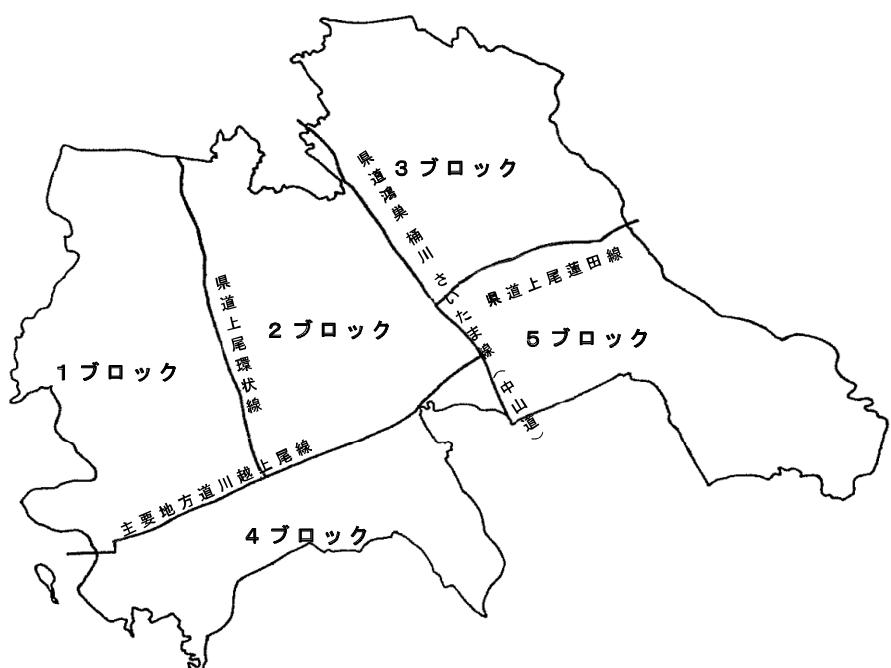
議案第43号

市道路線の認定について

(都市整備部道路課)

1 提案理由	上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの		
2 内容	上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定する。		
区分	路線名	路線数	延長 (m)
2 ブロック	1015号線 1069号線 ～1071号線 21778号線 ～21899号線	1 2 6	1 6 5 5 5 , 3 6

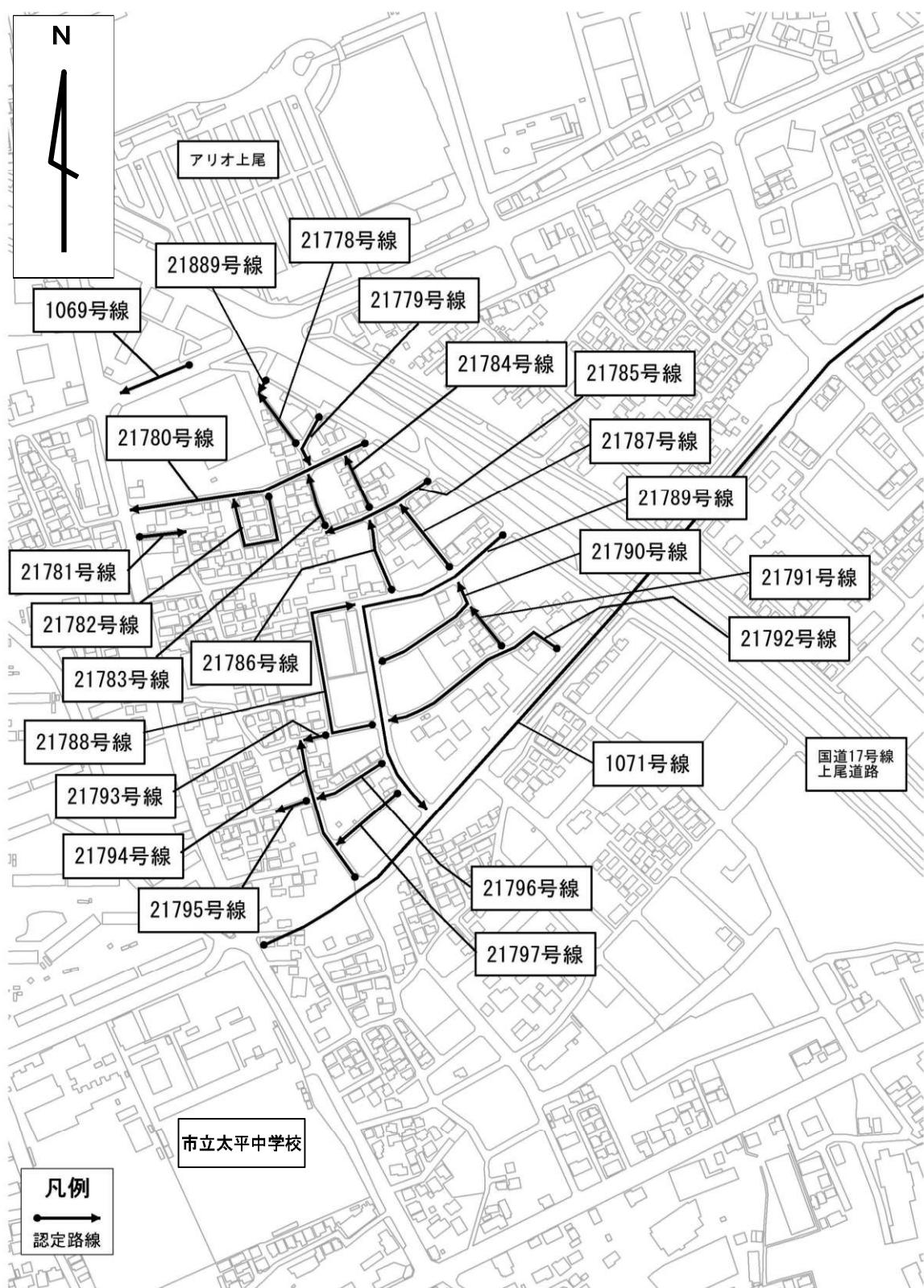
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2 ブロック

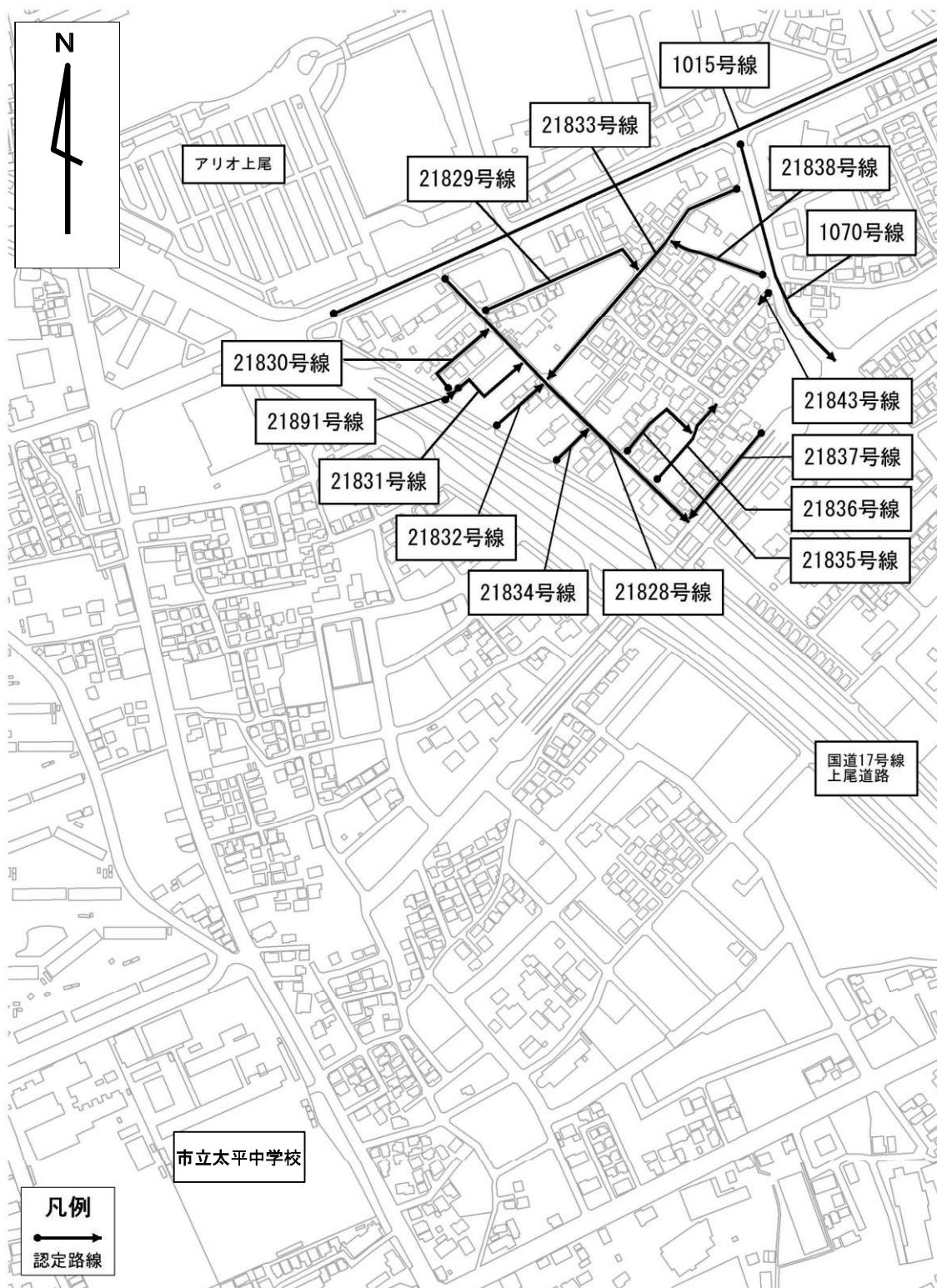


1 0 6 9 号線	L= 6 5 . 3 8	W= 1 7 . 5 0 ~ 1 7 . 5 2
1 0 7 1 号線	L= 1 0 1 9 . 4 3	W= 1 4 . 0 0 ~ 2 5 . 0 3
2 1 7 7 8 号線	L= 5 5 . 6 9	W= 4 . 0 1 ~ 4 . 0 4
2 1 7 7 9 号線	L= 4 7 . 2 1	W= 6 . 0 0 ~ 7 . 4 6
2 1 7 8 0 号線	L= 2 0 5 . 5 8	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 5
2 1 7 8 1 号線	L= 4 0 . 6 8	W= 4 . 0 0 ~ 6 . 1 6
2 1 7 8 2 号線	L= 1 0 6 . 1 7	W= 5 . 0 0 ~ 5 . 0 2
2 1 7 8 3 号線	L= 4 7 . 8 7	W= 4 . 0 1 ~ 5 . 1 0
2 1 7 8 4 号線	L= 5 0 . 0 3	W= 4 . 0 1 ~ 4 . 0 3
2 1 7 8 5 号線	L= 9 8 . 0 3	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 2
2 1 7 8 6 号線	L= 6 3 . 9 8	W= 6 . 0 0 ~ 6 . 0 2
2 1 7 8 7 号線	L= 6 9 . 1 0	W= 6 . 0 0 ~ 6 . 0 1
2 1 7 8 8 号線	L= 1 7 3 . 4 7	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 0
2 1 7 8 9 号線	L= 3 1 5 . 9 8	W= 1 0 . 4 9 ~ 1 0 . 5 2
2 1 7 9 0 号線	L= 1 0 7 . 9 5	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 2
2 1 7 9 1 号線	L= 4 3 . 8 1	W= 4 . 1 7 ~ 4 . 2 1
2 1 7 9 2 号線	L= 1 6 7 . 8 4	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 3
2 1 7 9 3 号線	L= 2 2 . 0 1	W= 4 . 9 2 ~ 4 . 9 3
2 1 7 9 4 号線	L= 9 2 . 5 5	W= 5 . 0 0 ~ 6 . 0 1
2 1 7 9 5 号線	L= 2 9 . 8 0	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 7 9 6 号線	L= 6 4 . 4 0	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 7 9 7 号線	L= 6 9 . 3 1	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 8 9 号線	L= 1 0 . 3 2	W= 4 . 0 1

認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2 ブロック

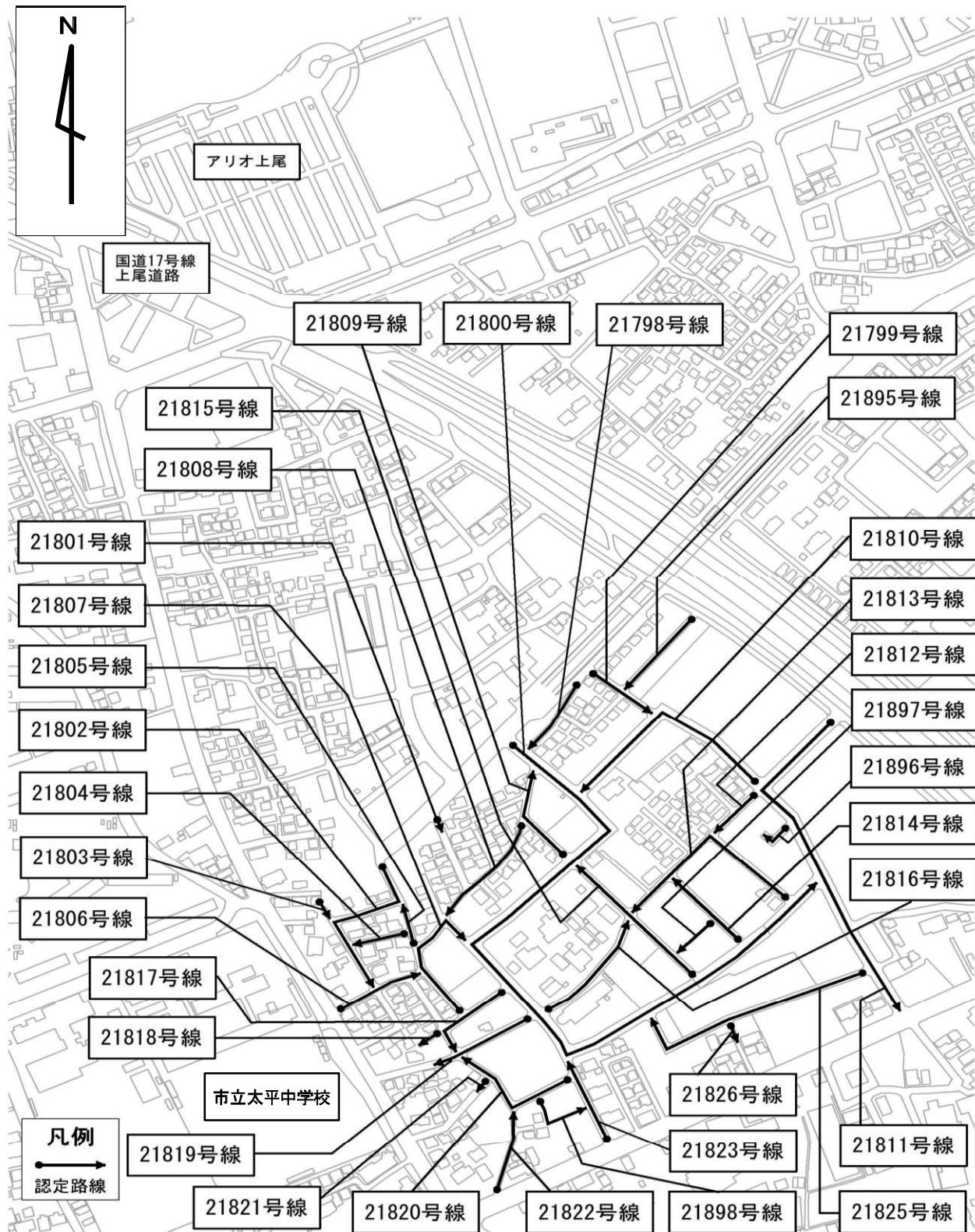


1 0 1 5 号線	L= 2 5 6 6 . 9 8	W= 1 5 . 4 9 ~ 1 8 . 5 0
1 0 7 0 号線	L= 1 9 7 . 2 9	W= 1 3 . 9 9 ~ 1 7 . 0 2
2 1 8 2 8 号線	L= 2 8 1 . 4 2	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 1 5
2 1 8 2 9 号線	L= 2 6 . 9 9	W= 6 . 0 0
2 1 8 3 0 号線	L= 7 3 . 2 3	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 3 1 号線	L= 7 9 . 7 2	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 3
2 1 8 3 2 号線	L= 5 3 . 5 3	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 3 3 号線	L= 2 2 2 . 8 0	W= 4 . 4 6 ~ 5 . 0 1
2 1 8 3 4 号線	L= 3 9 . 3 2	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 3 5 号線	L= 7 8 . 2 6	W= 4 . 1 9 ~ 4 . 2 2
2 1 8 3 6 号線	L= 8 1 . 1 1	W= 4 . 9 9 ~ 5 . 0 1
2 1 8 3 7 号線	L= 9 4 . 8 6	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 4
2 1 8 3 8 号線	L= 8 2 . 8 8	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 4 3 号線	L= 1 3 . 7 6	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 9 1 号線	L= 5 . 8 6	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1

認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2 ブロック



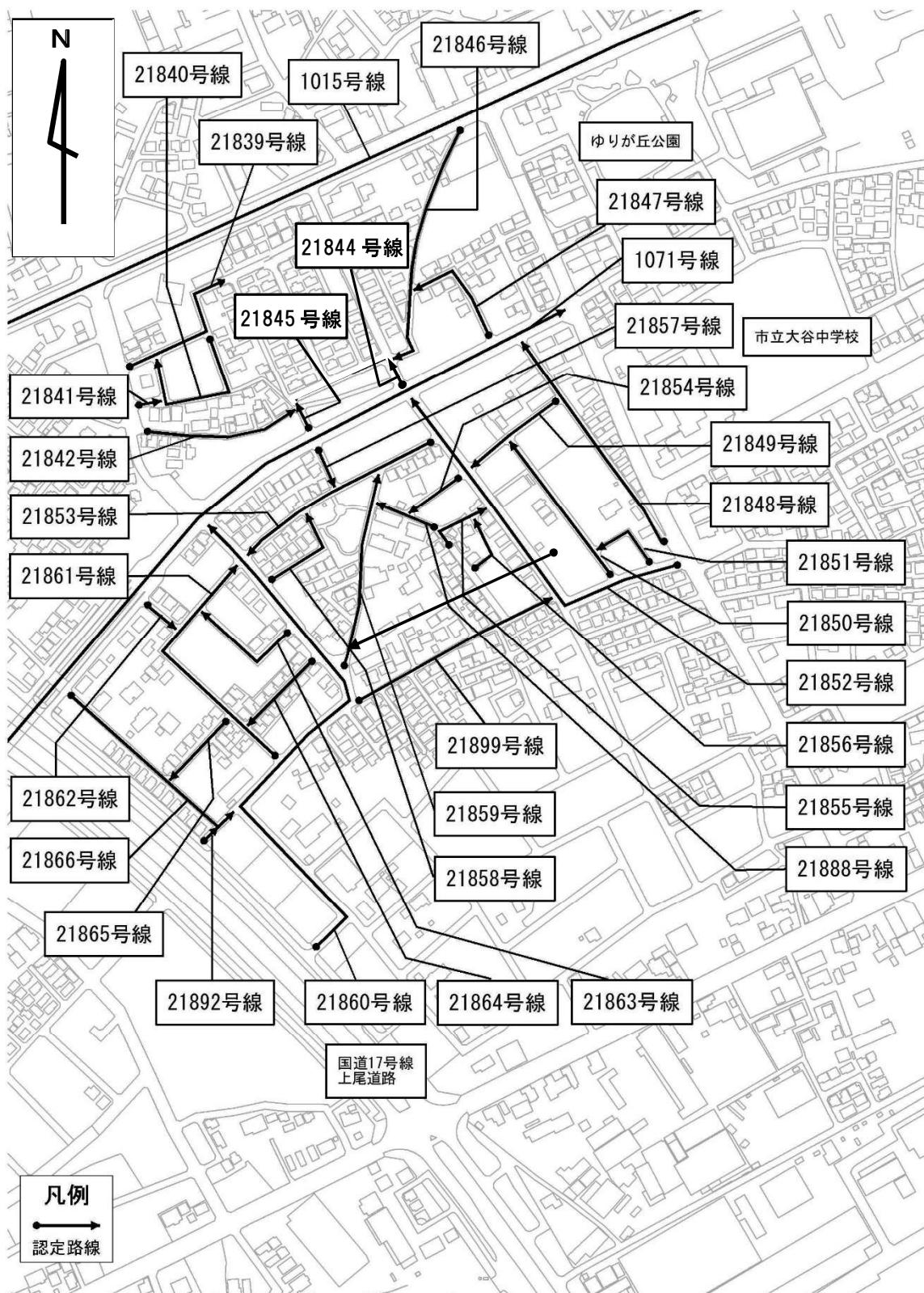
2 1 7 9 8 号線	L= 7 4 . 7 2	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 7 9 9 号線	L= 5 9 . 8 1	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 4
2 1 8 0 0 号線	L= 6 2 1 . 2 8	W= 1 0 . 4 8 ~ 1 0 . 5 5
2 1 8 0 1 号線	L= 2 . 3 1	W= 6 . 0 1
2 1 8 0 2 号線	L= 1 5 5 . 3 9	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 2
2 1 8 0 3 号線	L= 1 9 . 6 1	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 0 4 号線	L= 4 5 . 1 3	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 0 5 号線	L= 3 8 . 2 4	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 0 6 号線	L= 7 3 . 2 5	W= 4 . 4 9 ~ 5 . 5 7
2 1 8 0 7 号線	L= 1 2 4 . 0 3	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 2
2 1 8 0 8 号線	L= 1 0 3 . 0 9	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 3
2 1 8 0 9 号線	L= 9 0 . 1 7	W= 5 . 9 7 ~ 6 . 0 1
2 1 8 1 0 号線	L= 1 9 2 . 7 9	W= 1 0 . 4 9 ~ 1 0 . 5 3
2 1 8 1 1 号線	L= 3 0 2 . 2 8	W= 1 0 . 4 8 ~ 1 0 . 5 1
2 1 8 1 2 号線	L= 4 7 . 7 6	W= 6 . 0 0 ~ 6 . 0 7
2 1 8 1 3 号線	L= 1 7 2 . 4 7	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 1
2 1 8 1 4 号線	L= 7 8 . 2 9	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 0
2 1 8 1 5 号線	L= 1 3 2 . 7 5	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 1 6 号線	L= 1 0 5 . 5 1	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 2
2 1 8 1 7 号線	L= 7 9 . 6 3	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 1
2 1 8 1 8 号線	L= 2 2 . 0 2	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 1 9 号線	L= 8 7 . 4 5	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 2
2 1 8 2 0 号線	L= 1 1 2 . 6 4	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 2
2 1 8 2 1 号線	L= 1 4 . 1 0	W= 5 . 9 6 ~ 5 . 9 9
2 1 8 2 2 号線	L= 2 6 . 5 4	W= 4 . 0 1 ~ 4 . 3 5
2 1 8 2 3 号線	L= 7 6 . 9 9	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 3
2 1 8 2 5 号線	L= 1 9 9 . 9 5	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 2 6 号線	L= 1 5 . 6 6	W= 4 . 2 0 ~ 4 . 2 2
2 1 8 9 5 号線	L= 8 3 . 3 9	W= 5 . 0 0 ~ 5 . 0 2
2 1 8 9 6 号線	L= 2 8 . 3 4	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1

2 1 8 9 7 号線	L= 4 0 . 0 9	W= 6 . 0 0
2 1 8 9 8 号線	L= 5 3 . 6 7	W= 4 . 9 9 ~ 5 . 0 1

認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2 ブロック



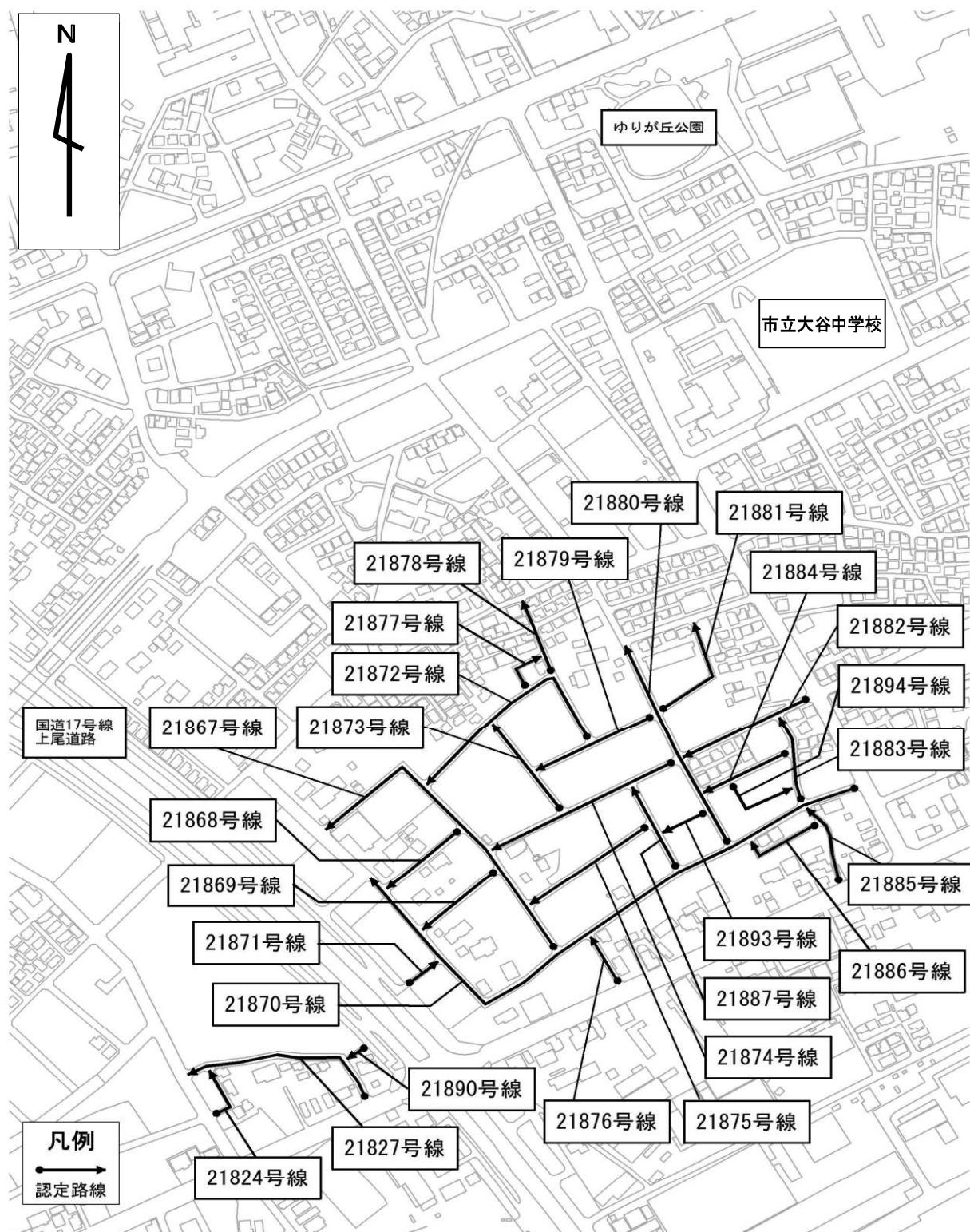
2 1 8 3 9 号線	L= 1 3 3 . 9 5	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 4
2 1 8 4 0 号線	L= 1 3 9 . 5 8	W= 4 . 0 3 ~ 6 . 0 0
2 1 8 4 1 号線	L= 2 1 . 8 2	W= 5 . 9 7 ~ 9 . 3 0
2 1 8 4 2 号線	L= 1 2 8 . 8 3	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 4 4 号線	L= 2 9 . 1 7	W= 9 . 0 0
2 1 8 4 5 号線	L= 2 5 . 3 3	W= 5 . 9 9
2 1 8 4 6 号線	L= 2 0 6 . 0 0	W= 3 . 8 0 ~ 6 . 0 1
2 1 8 4 7 号線	L= 9 9 . 2 7	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 1
2 1 8 4 8 号線	L= 2 0 4 . 6 9	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 3
2 1 8 4 9 号線	L= 9 0 . 3 2	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 0
2 1 8 5 0 号線	L= 1 4 0 . 1 9	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 5 1 号線	L= 6 2 . 9 8	W= 4 . 0 1 ~ 4 . 0 2
2 1 8 5 2 号線	L= 3 1 0 . 3 8	W= 1 0 . 4 9 ~ 1 1 . 1 1
2 1 8 5 3 号線	L= 1 8 0 . 4 6	W= 5 . 9 7 ~ 6 . 0 2
2 1 8 5 4 号線	L= 5 3 . 6 7	W= 4 . 9 8 ~ 5 . 0 1
2 1 8 5 5 号線	L= 5 8 . 5 5	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 3
2 1 8 5 6 号線	L= 5 3 . 7 7	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 5 7 号線	L= 3 6 . 1 2	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 5 8 号線	L= 8 4 . 9 2	W= 4 . 9 8 ~ 5 . 0 1
2 1 8 5 9 号線	L= 1 6 5 . 5 3	W= 4 . 0 0 ~ 6 . 0 2
2 1 8 6 0 号線	L= 4 7 4 . 3 3	W= 1 0 . 1 8 ~ 1 0 . 5 2
2 1 8 6 1 号線	L= 1 9 2 . 7 8	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 2
2 1 8 6 2 号線	L= 3 3 . 9 7	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 0
2 1 8 6 3 号線	L= 9 9 . 7 4	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 6 4 号線	L= 7 7 . 7 2	W= 4 . 4 9 ~ 4 . 5 1
2 1 8 6 5 号線	L= 7 1 . 1 2	W= 4 . 5 0 ~ 4 . 5 1
2 1 8 6 6 号線	L= 1 8 2 . 2 0	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 1
2 1 8 8 8 号線	L= 5 3 . 9 8	W= 4 . 0 1 ~ 4 . 7 9
2 1 8 9 2 号線	L= 1 2 . 9 2	W= 5 . 3 0
2 1 8 9 9 号線	L= 1 8 2 . 5 3	W= 3 . 6 4

※1015・1071号線は既出

認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2 ブロック



2 1 8 2 4 号線	L= 5 1 . 8 1	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 2 7 号線	L= 1 6 3 . 3 1	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 6 7 号線	L= 2 7 9 . 1 0	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 2
2 1 8 6 8 号線	L= 7 7 . 6 9	W= 6 . 0 0
2 1 8 6 9 号線	L= 7 7 . 7 3	W= 6 . 0 0 ~ 6 . 0 1
2 1 8 7 0 号線	L= 4 8 7 . 0 4	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 2
2 1 8 7 1 号線	L= 3 3 . 0 7	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 7 2 号線	L= 1 9 7 . 5 6	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 1
2 1 8 7 3 号線	L= 9 2 . 5 8	W= 5 . 9 8 ~ 6 . 0 0
2 1 8 7 4 号線	L= 1 6 3 . 1 7	W= 5 . 9 7 ~ 6 . 0 2
2 1 8 7 5 号線	L= 1 1 5 . 3 6	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 7 6 号線	L= 4 7 . 2 3	W= 5 . 0 0
2 1 8 7 7 号線	L= 4 3 . 6 8	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 7 8 号線	L= 3 1 . 6 0	W= 4 . 0 1 ~ 4 . 0 2
2 1 8 7 9 号線	L= 1 0 4 . 7 4	W= 5 . 9 8 ~ 5 . 9 9
2 1 8 8 0 号線	L= 1 8 9 . 0 0	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 1
2 1 8 8 1 号線	L= 6 7 . 5 1	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 8 2 号線	L= 1 1 1 . 2 7	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 0
2 1 8 8 3 号線	L= 7 7 . 4 1	W= 6 . 0 0 ~ 6 . 0 1
2 1 8 8 4 号線	L= 7 5 . 7 4	W= 5 . 9 9 ~ 6 . 0 0
2 1 8 8 5 号線	L= 4 8 . 6 1	W= 3 . 8 3 ~ 4 . 0 2
2 1 8 8 6 号線	L= 6 8 . 3 4	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 2
2 1 8 8 7 号線	L= 7 9 . 2 0	W= 6 . 0 0 ~ 6 . 0 1
2 1 8 9 0 号線	L= 1 8 . 4 3	W= 4 . 0 0 ~ 4 . 0 1
2 1 8 9 3 号線	L= 3 8 . 1 2	W= 6 . 0 0
2 1 8 9 4 号線	L= 6 5 . 2 9	W= 4 . 2 0 ~ 4 . 2 1

議案第44号

市道路線の廃止について

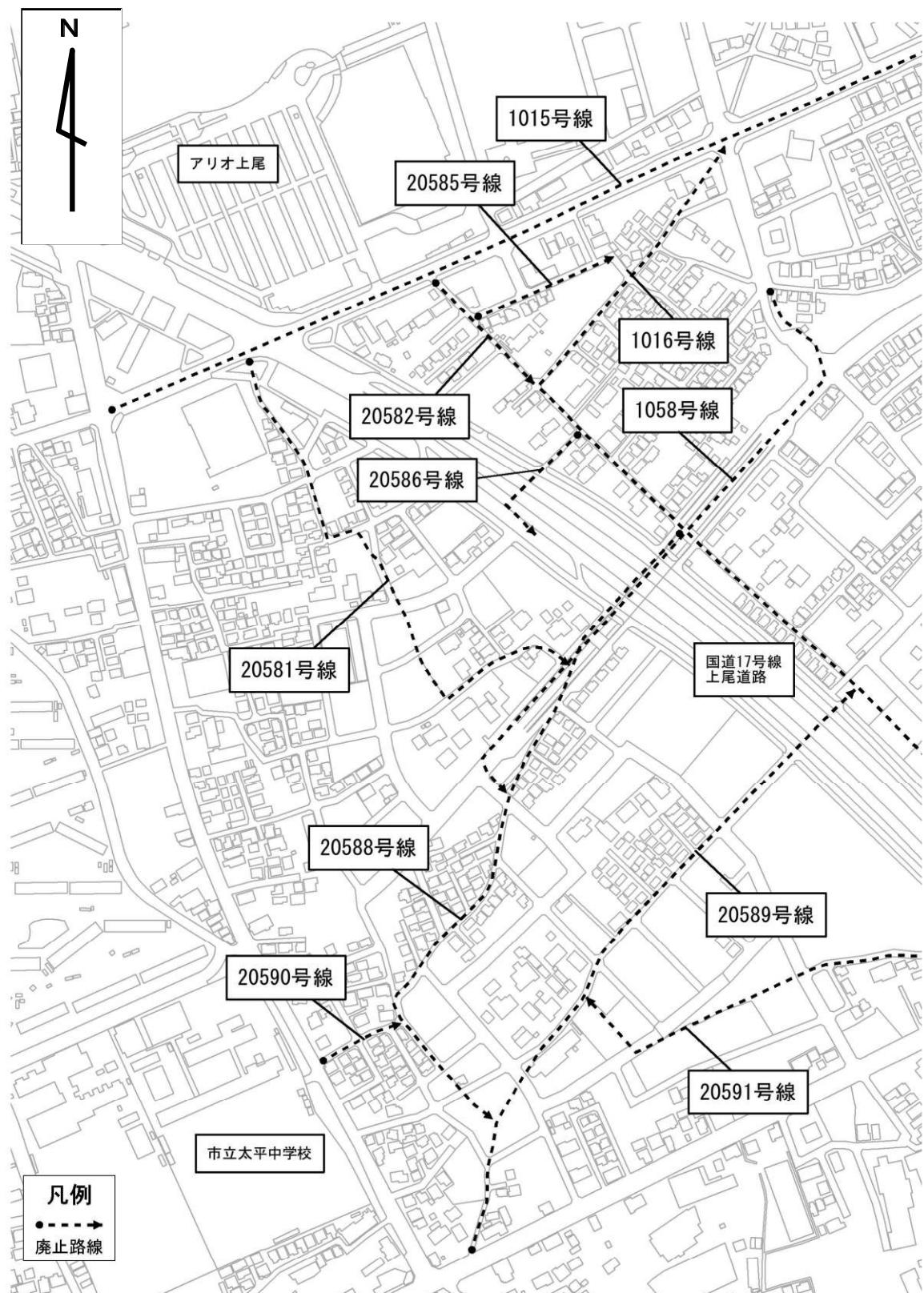
(都市整備部道路課)

1 提案理由	上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの			
2 内容	上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止する。			
区分	路線名	路線数	延長 (m)	
2 ブロック	1015号線 1016号線 1058号線 20581号線 20582号線 20585号線 20586号線 20588号線 ~20594号線 20602号線 ~20607号線 20609号線 ~20612号線 21133号線	25	8909.08	

廃止路線図（位置図）

1 : 5,000

2ブロック

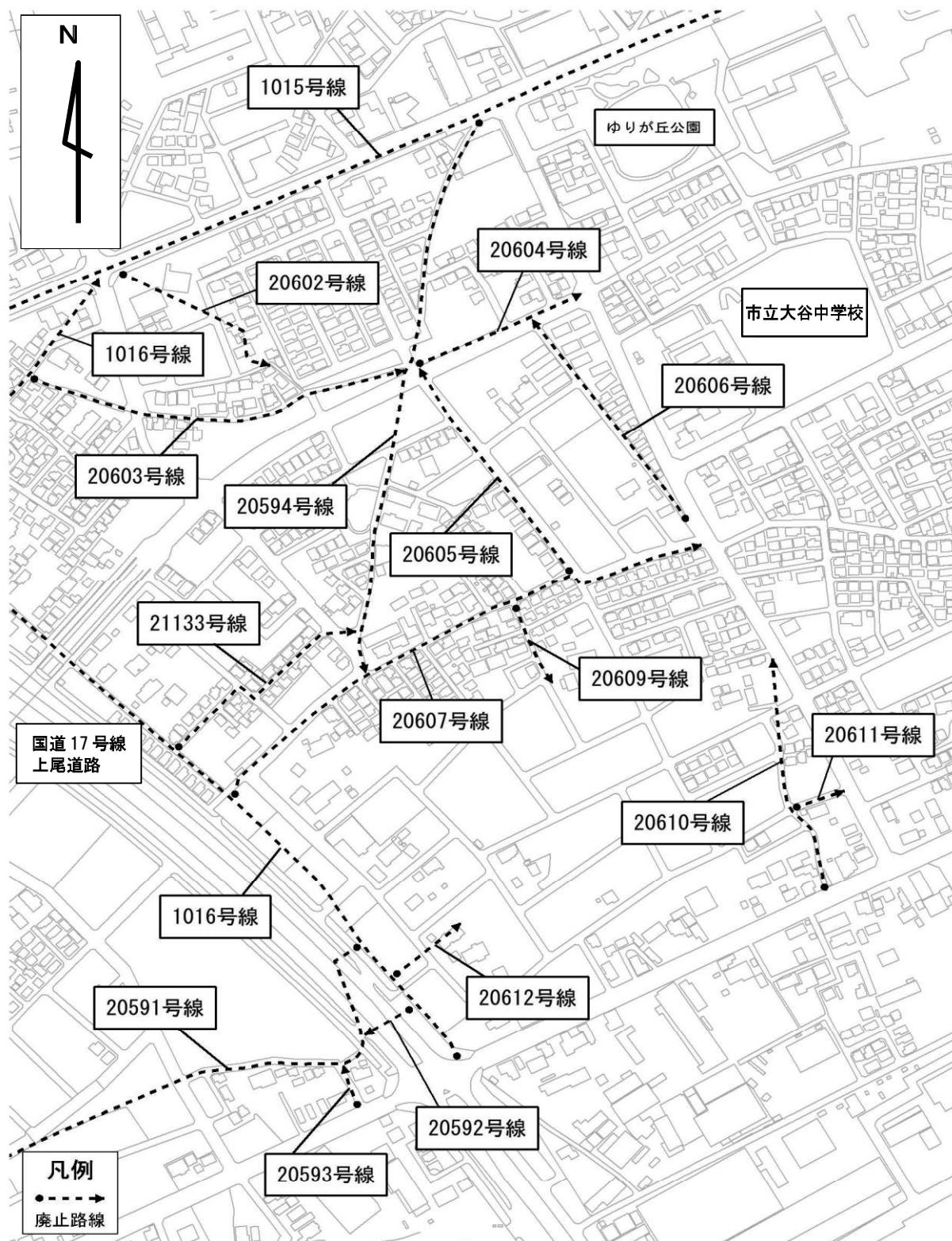


1 0 1 5 号線	L= 2 7 5 4 . 1 5	W= 1 1 . 0 5 ~ 9 0 . 0 0
1 0 1 6 号線	L= 8 9 0 . 1 5	W= 3 . 6 4 ~ 3 . 8 2
1 0 5 8 号線	L= 5 4 0 . 0 0	W= 7 . 0 0
2 0 5 8 1 号線	L= 3 1 4 . 0 7	W= 1 . 8 2
2 0 5 8 2 号線	L= 1 2 2 . 5 5	W= 3 . 6 4
2 0 5 8 5 号線	L= 1 2 8 . 4 4	W= 6 . 0 0
2 0 5 8 6 号線	L= 1 1 9 . 2 8	W= 1 . 8 2 ~ 2 . 9 1
2 0 5 8 8 号線	L= 5 9 4 . 3 6	W= 2 . 7 3
2 0 5 8 9 号線	L= 3 2 1 . 8 2	W= 2 . 7 3 ~ 3 . 6 4
2 0 5 9 0 号線	L= 8 5 . 1 1	W= 2 . 7 3 ~ 3 . 6 4
2 0 5 9 1 号線	L= 4 6 6 . 8 4	W= 1 . 8 2

廃止路線図（位置図）

1 : 5,000

2 ブロック



20592号線	L= 4 6 . 7 5	W= 1 . 8 2
20593号線	L= 3 9 . 1 8	W= 1 . 8 2
20594号線	L= 4 7 9 . 2 9	W= 3 . 6 4
20602号線	L= 5 5 . 6 8	W= 1 . 8 2
20603号線	L= 3 1 3 . 0 5	W= 1 . 8 2
20604号線	L= 1 4 6 . 3 4	W= 3 . 6 4 ~ 5 . 4 6
20605号線	L= 2 1 3 . 0 1	W= 3 . 6 4
20606号線	L= 2 1 5 . 7 6	W= 2 . 7 3
20607号線	L= 4 5 0 . 4 5	W= 3 . 6 4
20609号線	L= 9 0 . 3 5	W= 1 . 8 2
20610号線	L= 2 0 5 . 4 4	W= 2 . 7 3 ~ 4 . 2 7
20611号線	L= 4 3 . 2 7	W= 1 . 8 2
20612号線	L= 8 1 . 5 0	W= 1 . 8 2
21133号線	L= 1 9 2 . 2 4	W= 4 . 5 0 ~ 6 . 0 0

※1015・1016・20591号線は既出

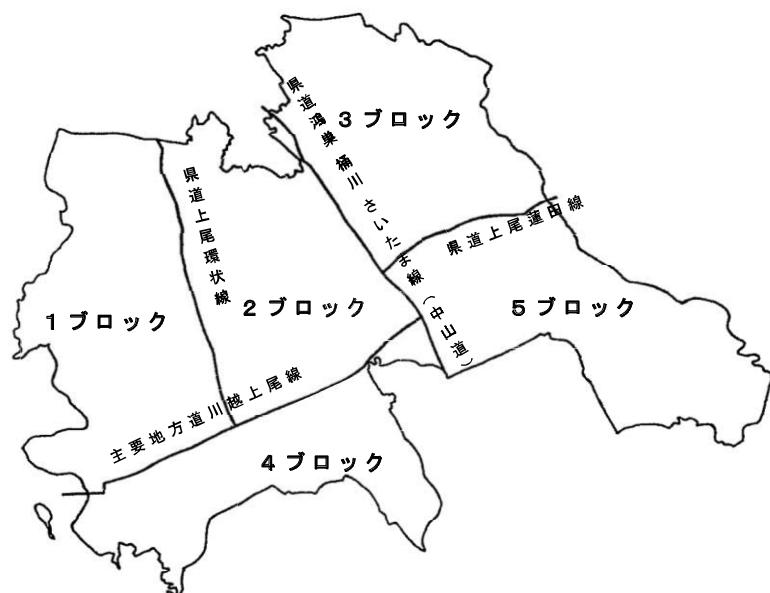
議案第45号

市道路線の認定について

(都市整備部道路課)

1 提案理由	寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの		
2 内容	寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。		
区分	路線名	路線数	延長 (m)
1 ブロック	10780号線	1	62.20
2 ブロック	21775号線 21776号線	2	171.62
4 ブロック	40547号線 ～40549号線	3	271.35
5 ブロック	51140号線 ～51144号線	5	500.01
計		11	1005.18

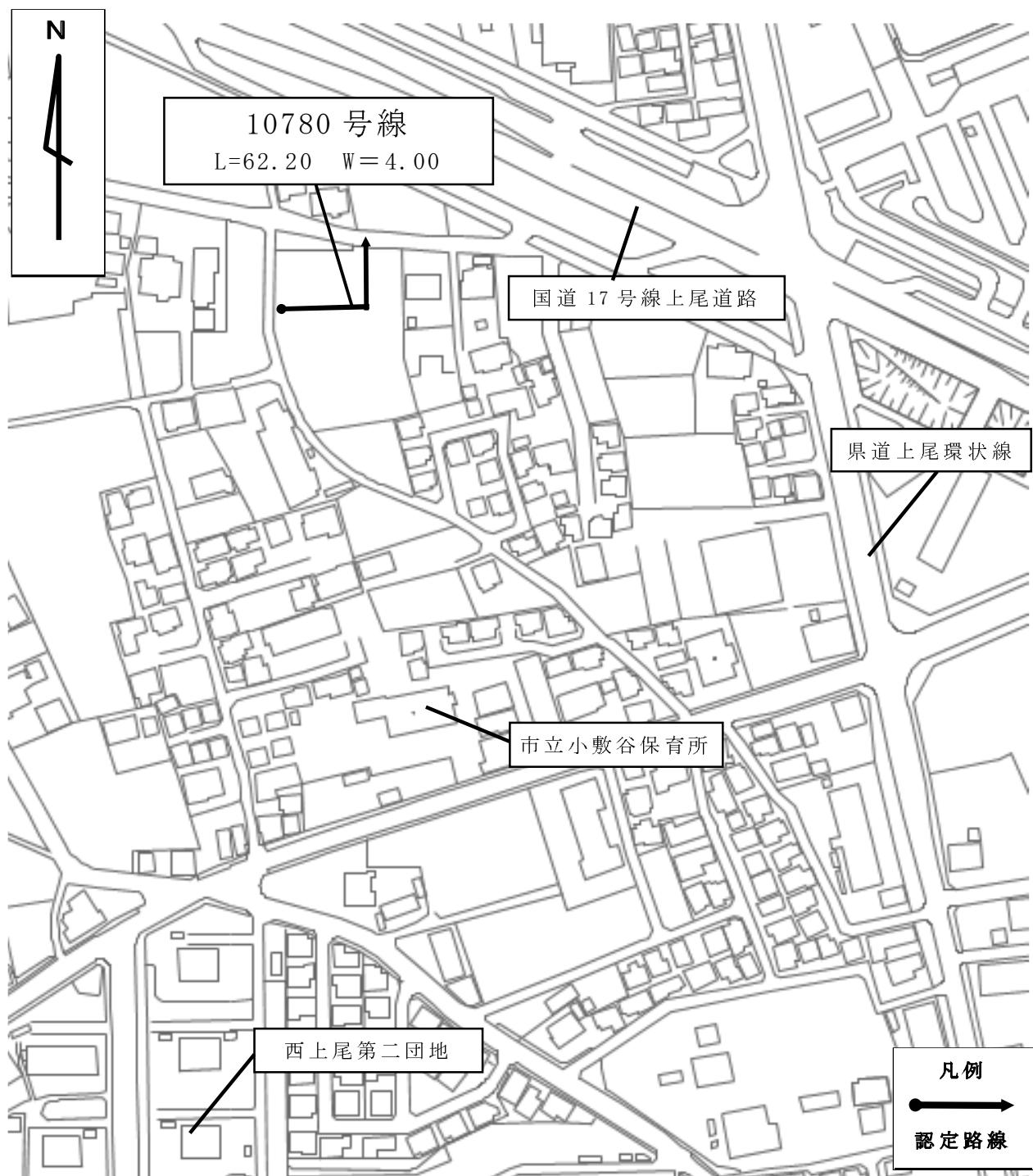
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

1 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

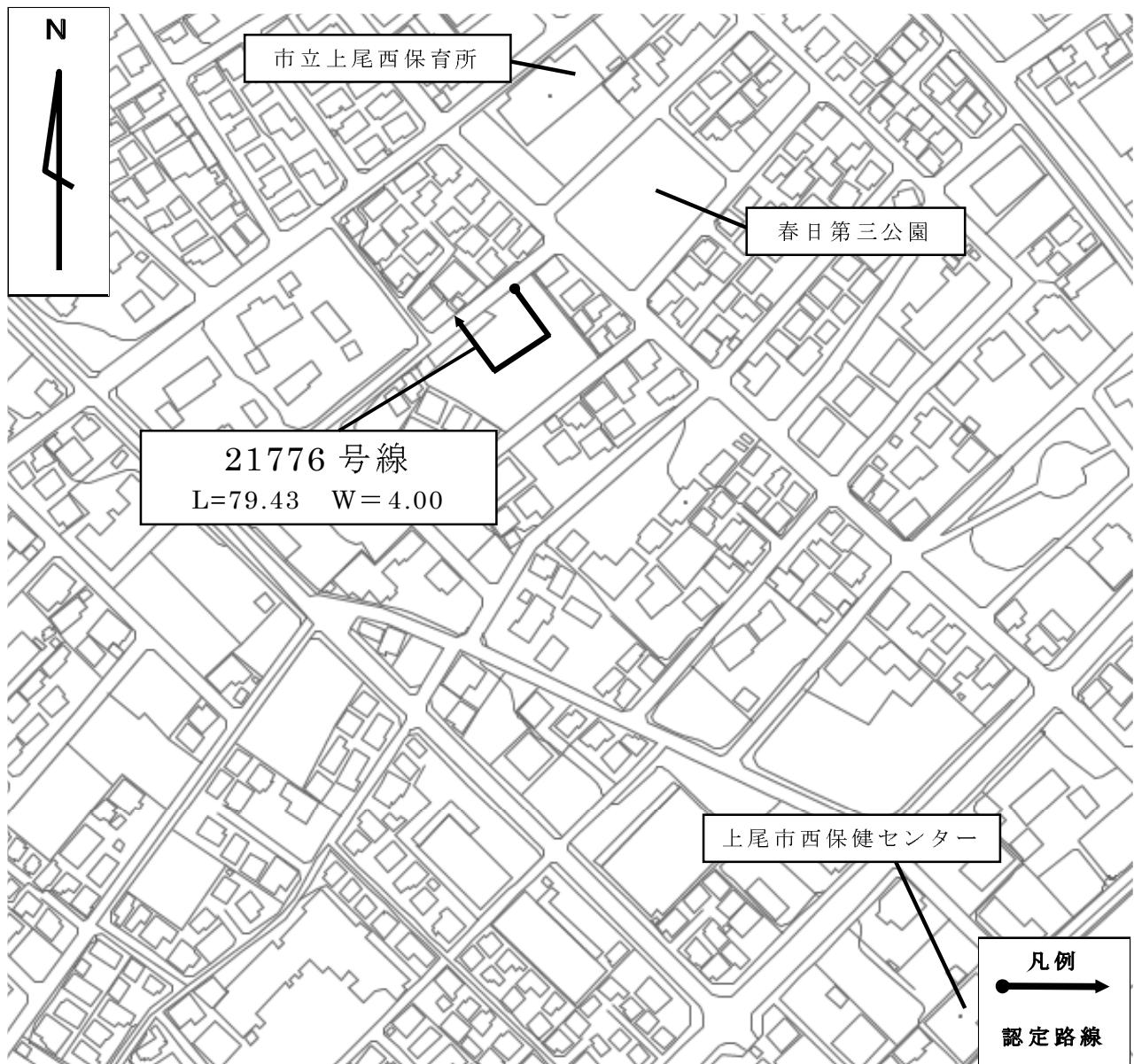
2 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

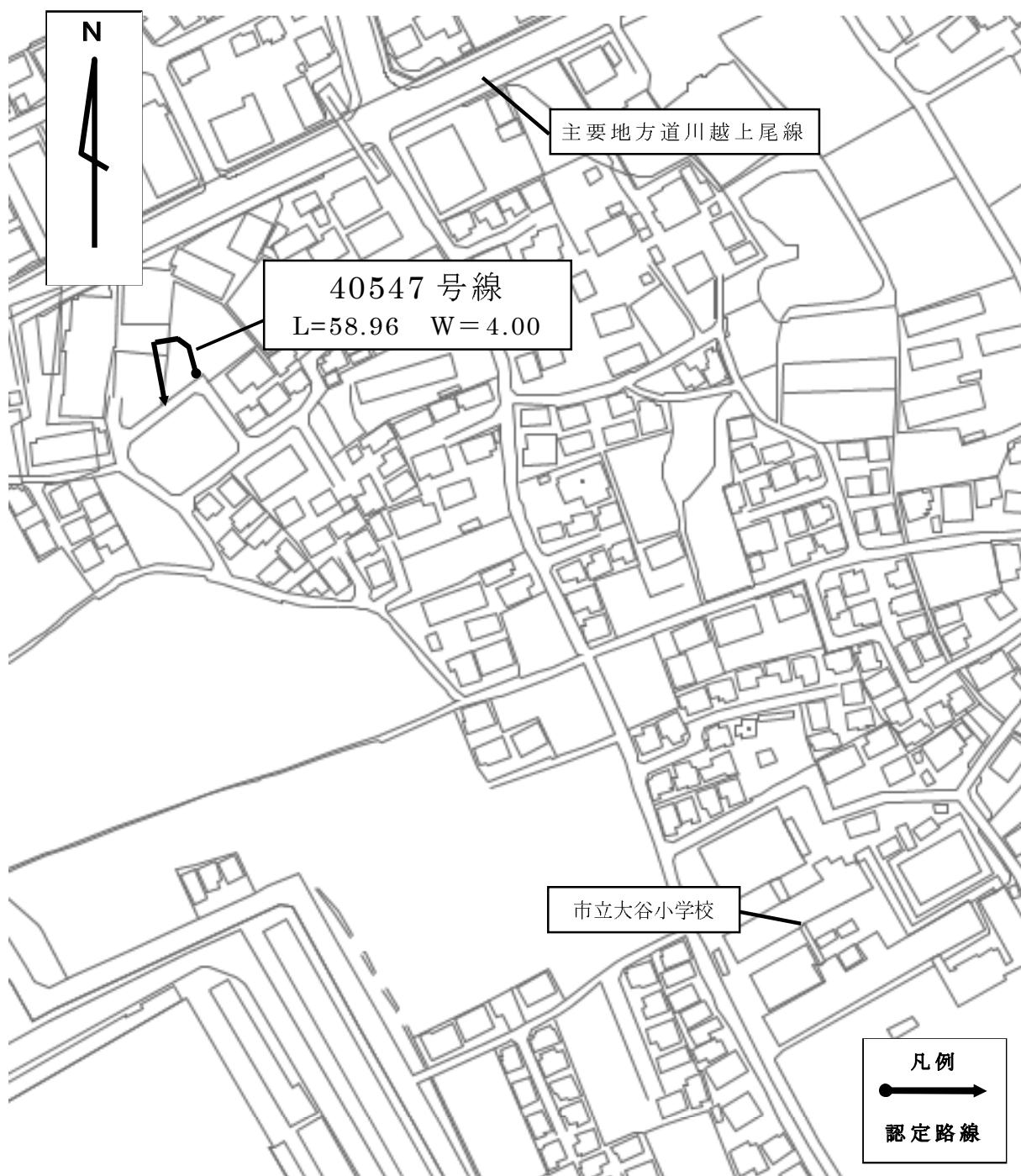
2 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

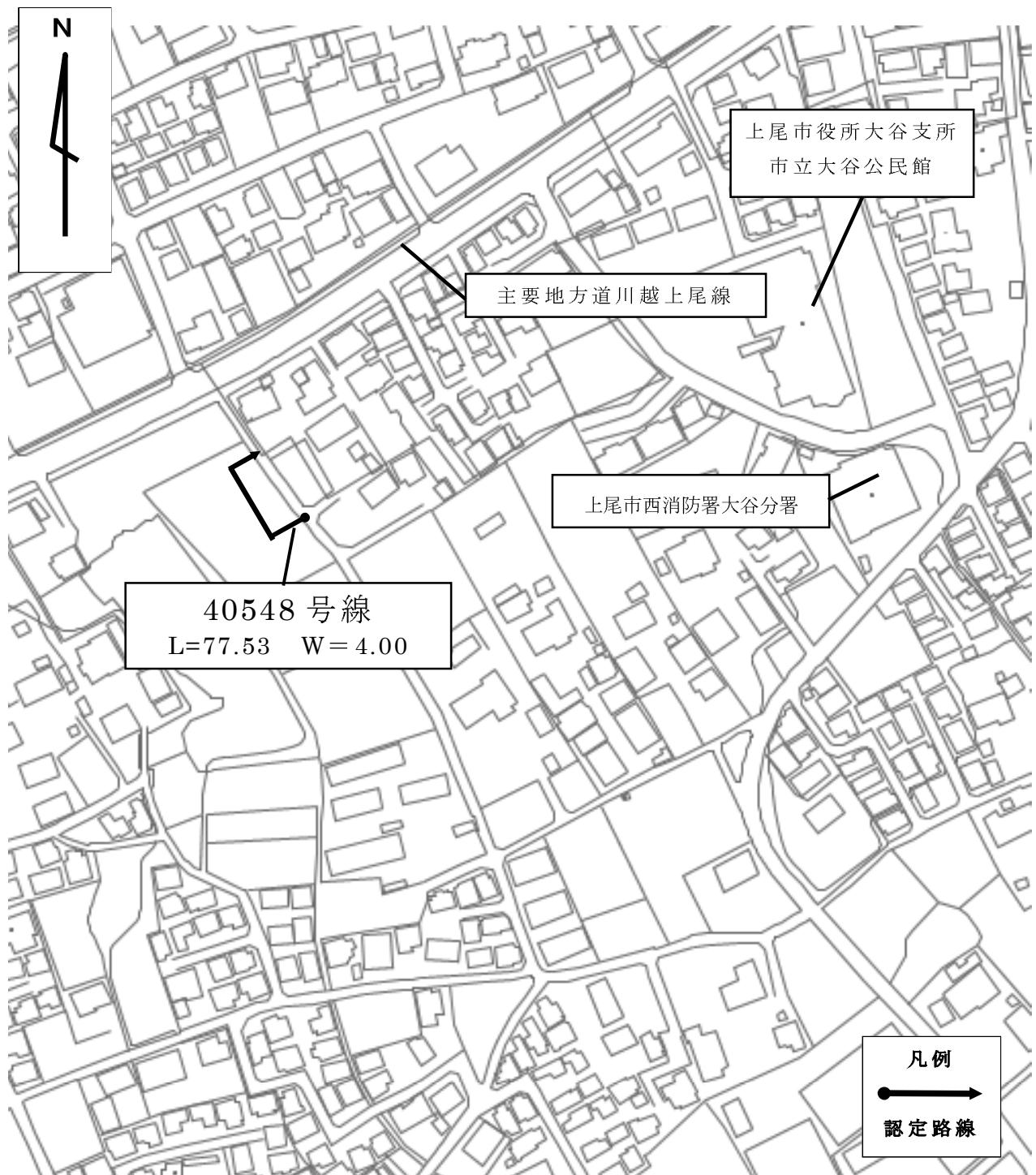
4 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

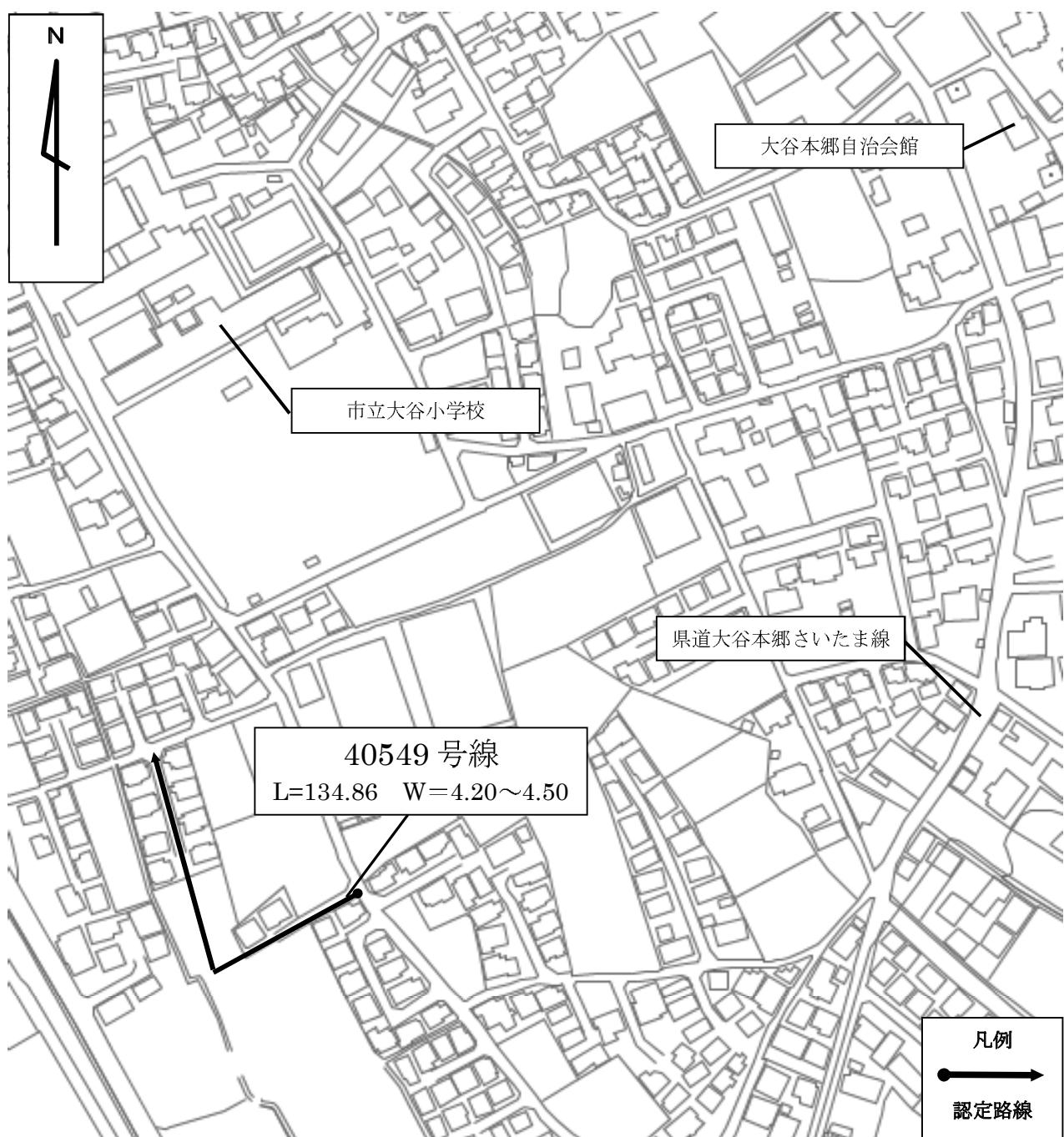
4 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

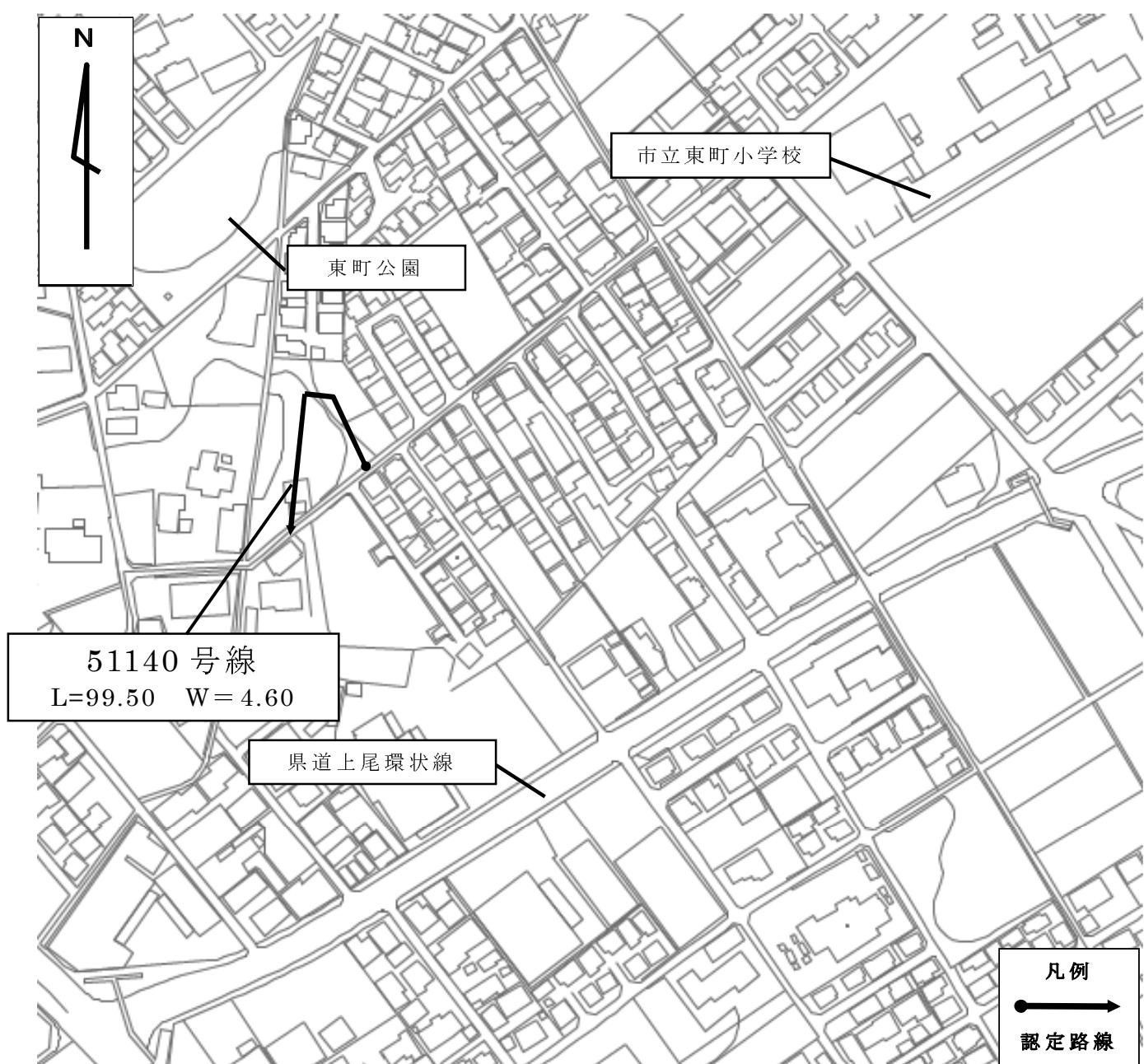
4 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

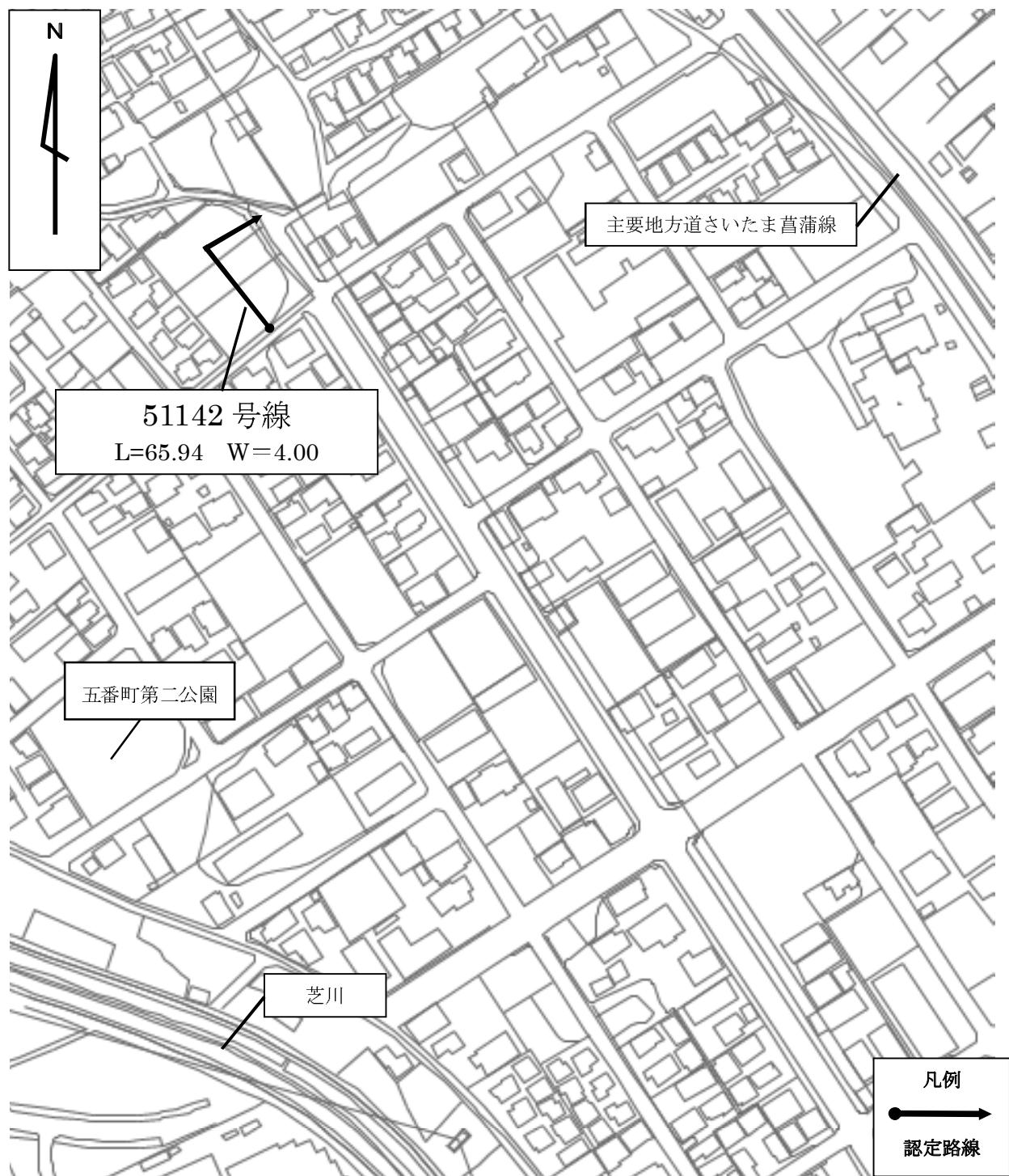
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

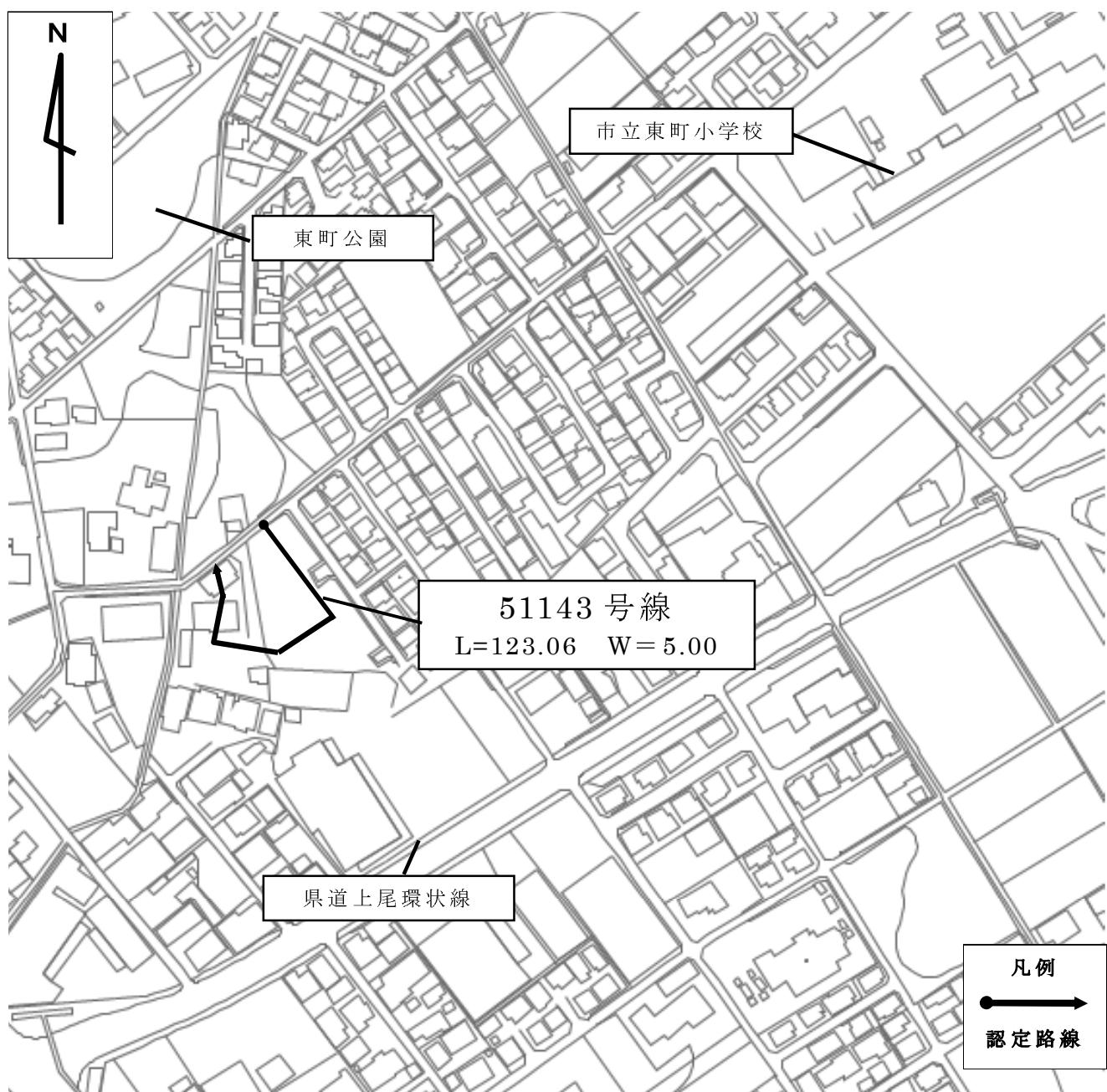
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック

